

「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」の設置について

米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受け、令和7年4月3日より、全国の商工会議所（515か所）に「**米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口**」が設置されました。

今回の米国の措置に不安をお持ちの中小企業・小規模事業者の皆様のご相談に対応いたします。

お気軽にご相談ください。

※(関連／経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250403001/2025040300>

<お問い合わせ先>

新居浜商工会議所 中小企業相談所

TEL：0897-33-5581 FAX：0897-33-5609 メール info@niicci.or.jp